

障がい者福祉 福祉課 ☎ 557-0574

身体障害者手帳の交付

身体（視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓等）に障がいがあり、身体障害者福祉法の規定する医師（指定医）の診断に基づき、東京都知事より、該当すると認められた方に対して、さまざまなサービスを受けるために必要な手帳（茶色）の交付手続きを行います。

愛の手帳（療育手帳）の交付

知的障がい者（児）で、東京都愛の手帳交付要綱判定基準に該当すると認められた方に対して、さまざまなサービスを受けるために必要な手帳（オレンジ色）の交付手続きを行います。

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、さまざまなサービスを受けるために必要な手帳（緑色）の交付手続きを行います。

心身障害者福祉手当

身体障害者手帳の1級から4級まで、愛の手帳の1度から4度までの方と、脳性まひ・進行性筋萎縮症群の方に手当を支給します。施設入所者、65歳以上で新規申請の方、児童育成手当（障害手当）を受給している方、所得基準を超えた方には支給できません。

◆月額

身体障害者手帳	1・2級…15,500円
身体障害者手帳	3級…13,000円
身体障害者手帳	4級…5,500円
愛の手帳	1～3度…15,500円
愛の手帳	4度…13,000円
脳性麻痺・進行性筋萎縮症群の方	…15,500円

交通費等助成金支給事業

身体障害者手帳1・2級（下肢、体幹、内部、視覚障がいについては3級以上）または、愛の手帳1・2度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症群の方に月額1,700円を支給します。ただし、施設入所者、所得基準を超えた方には支給できません。

重度心身障害者手当

重度の知的障がい者で常時複雑な介護を必要とする方、重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方、重度の肢体不自由者で四肢機能障がいを有する方に、月額60,000円を支給します。ただし、施設入所者、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院されている方、所得基準を超えた方、新規の65歳以上の方には支給できません。

障害児福祉手当

20歳未満で、常時介護を必要とし、身体または精神に重度の障がいを有する方に、月額14,790円（平成31年度支給額）を支給します。ただし、施設入所者、当該障害を支給理由とする年金を受給されている方、所得基準を超えた方には支給できません。

特別障害者手当

20歳以上で、常時介護を必要とし、身体または精神に著しい重複の障がいを有する方に、月額27,200円（平成31年度支給額）を支給します。ただし、施設入所者、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院されている方、所得基準を超えた方には支給できません。

特殊疾病患者福祉手当

特殊疾病に診断され、特定医療費受給者証または、マル都医療券をお持ちの方、もしくは医師の証明書の提出があった方に月額5,000円を支給します。ただし、児童育成手当（障害手当）、心身障害者福祉手当の受給者および施設入所者には支給できません。

広告



社会福祉法人
コロロ学舎
みずきがくえん
瑞学園
（障害者支援施設）

生活介護 **施設入所支援** **短期入所**

明るく開放的な空間 動きのある 弾んだ空間
わかりやすく安心できる空間



瑞穂町箱根ヶ崎 940
Tel 042-568-0966 Fax 042-568-0967

瑞学園



心身障害者(児)医療費の助成

身体障害者手帳1・2級(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害が1については3級も含む)、または愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方に医療費の自己負担分の一部を助成します。所得制限基準額を超えた方、生活保護の方、65歳以上で新規申請の方は申請できません。

難病医療費等助成

国および東京都が定める疾病に該当し、認定基準を満たされている方に、医療費等の一部が助成されます。

B型・C型肝炎治療医療費助成

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療およびC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方に、治療にかかる医療費等の一部が助成されます。

肝がん・重度肝硬変入院医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスに起因した肝がん・重度肝硬変で入院している方のうち、一定の条件に該当する方に医療費等の一部が助成されます。

自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方に対して、障がいの程度を軽減し、または障がいを除去するために医療が必要な場合、その医療費を公費で負担します。所得が一定の限度額以上の方は対象外です。

自立支援医療(精神通院医療)

精神通院医療に係る受診、デイケア、訪問看護、てんかんの診療、および薬代等を継続的に要する方に、医療費の自己負担分を助成します。利用者負担は原則として1割で、課税状況等により月額自己負担上限額が定められます。

補装具費の支給

身体障害者手帳を持っている方、または障害者総合支援法対象の難病と認められている方の申請により補装具が必要と判断された方に対し、補装具の購入、貸与または修理費の一部を支給します。利用者負担は原則として1割ですが、所得により異なります。

日常生活用具給付事業

在宅の心身障がい者(児)に対し、事前の申請により補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具が必要と判断された方に対し、給付や貸与を行います。利用者負担は原則として1割ですが、所得により異なります。

住宅設備改善費給付事業

身体障害者手帳を持っている重度の身体障がい者(児)に対し、その方が居住する住宅設備の改善に要する費用を給付します。利用者負担は原則として1割ですが、所得により異なります。

障害福祉サービス・地域生活支援事業

身体・知的・精神障がい者、または難病の方に対して、さまざまなサービスを支援します。利用を希望する場合は事前に申請し、調査・認定・支給決定を受けてから、サービス提供事業者と契約します。利用者負担は原則として1割です。課税状況等により、月額負担上限額が定められます。

- ①介護給付
居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、生活介護、療養介護、施設入所支援
 - ②訓練等給付
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、就労定着支援、自立生活援助
 - ③地域生活支援事業
移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、障害児等タイムケア事業
- ※①、②のサービスを利用する方は、計画相談支援事業の申請が必須です。

障害児通所支援事業

障害のある児童が次のサービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。利用者は、利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約します。

- ①児童発達支援
 - ②医療型児童発達支援
 - ③放課後等デイサービス
 - ④保育所等訪問支援
 - ⑤居宅訪問型児童発達支援
- 利用負担額 1割負担(原則)
※所得などに応じて月額負担上限額が定められています。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者等を派遣します。

訪問入浴サービス事業

身体障害者手帳で下肢または体幹機能障がい1・2級の交付を受けている小学1年生以上65歳未満の方に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。利用者負担は原則として1割です。課税状況等により、月額負担上限額が定められます。

自動車運転教習費助成

運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳3級以上の(内部障がい4級で歩行困難な人、下肢または体幹機能障害4級および5級の人のうち歩行困難な人も含む)、または愛の手帳4度以上の人が、運転免許証を取得する場合、費用の一部を補助します。

自動車改造費助成

身体障害者手帳で上肢・下肢または体幹機能障がい1・2級の交付を受けている18歳以上の方に対して、自動車の操向装置および駆動装置の改造の費用の一部を助成します。

下水道使用料助成事業

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が住民税非課税の世帯に対して、下水道使用料の基本料金を助成します。